**会員規約**

目的

第1条　この規約は、一般社団法人May Music Officeの音楽を通して国際交流をテーマに演奏会や文化交流会などのイベントを行う。その活動に共感し、広くすそ野を広げるよう協力するものとする。

資格

第2条　会員の資格を有する者は、当法人の主旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとし、かつ当法人が審査し認めたものとする。

議決権

第3条　会員は当法人の総会における議決権を持たない。

会員の種類

第4条会員の種類、入会費、会費の規定は以下の4つとする。

１）名誉会員：大使館　入会金・年会費免除

２）正会員：個人演奏家　入会金　15000円　年会費1口15000円／年とし、1口以上

３）正会員：協力企業団体　入会金　50000円　年会費1口50000円／年とし、1口以上

４）賛助会員：個人正会員の演奏家を支援する人　入会金なし　年会費1口1万円／年とし、1口以上

会員サービス

第 5 条 当法⼈は、会員に対し、次の特典を設ける。その費⽤については別途当法⼈が定め

る⽅法により⾏い、都度覚書を交わす。

１．名誉会員

メディア紹介、国際交流イベント企画

２．正会員 個演奏家を対象に

1口　イベントの出演手配1公演につき

3．正会員 法⼈

1⼝ イベントの紹介、出演手配1公演、⼤使館へのレター作成1回につき

５⼝　大使館イベント企画1回につき

４.賛助会員

当法⼈からのニュース、その他情報の提供

当法⼈が主催及び出演する演奏会への招待、または割引

会員サービス

第5条　当法人は、会員に対し、次の特典を設ける。その費用については別途当法人が定める方法により行い都度覚書を交わす。

1. 学校や自治体、企業のパーティーのコンサート企画開催、出演紹介

②名刺、ホームページ、パンフレットの作成

加入

第６条　会員たる資格を有する者は、当法人の承諾を得て、入金をもって加入するものとする。

会費

第７条　会員は、第四条の年会費を当法人に納入するものとする。当法人は理由の如何を問わず、すでに納入された会費を返還する義務を負わないものとする。

別途法人指定する口座に振込、または現金にて支払う。

期間

第８条　当法人の会員期間は入会後1年間とし、入会は随時受け付けるものとする。

更新

第9条　お互いの合意のもとに12月までに入金をもって更新する。

更新がない場合は休会とみなし、その期間は2年まで、その後も更新がない場合は脱退とする。

脱退

第10条　会員が脱退しようとするときは、あらかじめ当法人に所定の様式を届出て脱退するものとする。入金された会費は返金の義務を負わない。

除名

第11条　当法人は、次の各号の一に該当する会員を除名することができる。

当法人の事業を妨げ又は妨げようとした会員

故意又は重大な過失により、当法人の信用を失わせるような行為をした会員

犯罪その他の信用を失う行為をした会員

第13条の禁止事項に当たる行為をした会員

著作権

第12条　当法人の企画運営に基づく演奏当で発生した著作権は当法人が有する。ただし、当事者間で個別の契約をした場合はその限りではない。

守秘義務

第13条　当法人は会員の許可を得ずに、会員情報を公開または使用することはできない。また、会員は当法人の許可を得ずに、会員として知り得た当法人の非公開情報等を会員期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

禁止事項

第1４条　会員は以下に掲げる行為をしてはならない。

会員情報など当法人へ虚偽の申請を行う行為

他の会員、第三者もしくは当法人の財産及びプライバシーを侵す行為、不利益や損害等を与える行為またはそれらの恐れがある行為

当法人の許可なくロゴマーク、著作物、印刷物などの転用行為

紹介先との法人を介しない営業行為

その他、当法人が不適切と判断する行為

反社　第15条　会員が暴力団関係者であることが判明した場合には、当該契約を無催告で解除できる

その他　第16条　当法人の責に帰さない活動において会員が他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、当法人はその損害に対して賠償する責任を負わない。また会員が本規約を反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当法人に損害を与えた場合、当法人は当該会員に対して相当の損害賠償の請求を行う。

付則

この規約は令和3年４月22日より施行する。